

イギリスにおける小規模閉鎖会社の開示規整 (一)

今野裕之

目次

- 一 序
- 二 私会社に対する計算書類開示義務の免除
——一九〇七年会社法・一九〇八年会社法(統括)法——
- 三 開示義務免除制度の濫用とその対策
——一九四七年会社法・一九四八年会社法——
- 四 開示義務免除制度の廃止
——一九六七年会社法——(以上本号)
- 五 小規模閉鎖会社に対する開示規整の再緩和
——一九八一年会社法——
- 六 結び

一 序

従来、小規模閉鎖会社に対する開示の要求は、大規模公開会社に比し、一般に緩和される傾向にあった。わが有限会社法も株式会社について貸借対照表の公告義務を定めた商法第二八三条第三項を準用しておらず(有限会社法

第四六条参照)、したがって、有限会社には貸借対照表の公告義務は課されていない。

他方、わが国の株式会社の大部分は、資本金一、〇〇〇万円未満のいわゆる小規模閉鎖的株式会社であり、これらにあっては、貸借対照表の公告義務などはまったく無視されている。⁽²⁾このような実態の背後には、官報や日刊新聞紙といったマスコミュニケーションを媒体とする貸借対照表の公告はかかる会社には実体上必要ないとの認識が存在する。⁽³⁾

しかしながら、これら小規模閉鎖会社は、その資本的脆弱さの故に、あるいはまた、会社財産と社員の個人財産との混同などから、会社の利害関係者に多大の損害を及ぼす危険が大きい。実際、このような会社は、会社債権者との間で多くの紛争を惹き起こしている。

こうしたことから、小規模閉鎖会社に対する開示規整の強化が次期商法改正の課題の一つとして取り上げられており、計算書類の会社での備置きによる一般公衆への公開や登記所における公開などの提案がなされている。⁽⁴⁾

小規模閉鎖会社の開示規整については、大規模公開会社とは異なった何らかの配慮が必要なことはいままでもない。けれども、小規模閉鎖会社の開示規整は大規模公開会社のように異なり、あるいはどの程度まで同じであるべきかということの解明は未だ十分にはなされていないように思われる。

本稿においては、こうした問題意識の下に、小規模閉鎖会社の合理的な開示規整のあり方を考えるための基礎的研究の一環として、諸外国における小規模閉鎖会社の開示規整の実態を把握するにあたり、まず、イギリスにおける小規模閉鎖会社に対する計算書類開示規整の変遷を検討することにした。

イギリスの「私会社 (private company)」制度は、ドイツの「有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung)」制度と並び、小規模閉鎖会社法制の二大源流の一つであり、わが国のみならず今日の世界の小規模閉鎖会社法制はすべてこのいずれかあるいは双方の影響を受けているといっても過言ではない。その動向は我々にと

り十分注目に値しよう。

- (1) 昭和五七年(一九八二年)六月三日現在、株式会社総数八四八、三三三社のうち、資本金五〇〇万円未満のものは四二二、九三六社、五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満のものは一七四、二九一社で、合わせて全体の約七〇パーセントを占める。ちなみに、資本金一、〇〇〇万円以上一億円未満のものは二三三、五七七社、一億円以上一〇億円未満のものは一五、〇八三社、一〇億円以上のものは一、四四六社にすぎない(国税庁総務課編『昭和五七年分 税務統計から見た法人企業の実態(昭和五九年三月)』(一九八四年)一二頁)。
- (2) 竹内昭夫「私企業形態の現在の問題点と立法の方向」(矢沢惇編『現代法と企業「現代法9」』(一九六六年)四七頁以下所収)四七―五〇頁参照。
- (3) 稲葉威雄『大小会社区分立法に関する諸問題——次期商法改正の課題——』(別冊商事法務七三号)(一九八四年)一〇八頁参照。
- (4) 稲葉・註(3)前掲一〇八―一一三頁参照。

二 私会社に対する計算書類開示義務の免除

——一九〇七年会社法・一九〇八年会社(統括)法——

イギリスにおいては、一九世紀中葉に会社設立について準則主義が採用されると、法人格の付与と有限責任の利益を求めて小規模な企業も多数株式会社形態をとった。その数は、サロモン事件において貴族院が、法定の最低社員数を名義人によって満たすという、こうした小規模企業の株式会社成りの慣行を合法とするに及んで、一層増加した。⁽⁵⁾このような会社は、株式の公募は行なわず、またその必要はなかったものであり、加えて、その株式の譲渡を制限しているのが普通であった。こうしたことからそれらは「私会社(private company)」と呼ばれたが、その法的地位はあくまでも当時一般に「公募会社(public company)」といわれていた会社法上の本来の株式有限責任会

社と同じであり、したがって私会社にも会社法の規定のすべてが等しく適用された。このため、会社法が大衆投資家の保護に向けて強化されるにつれて、大衆投資家との接触を持たない私会社に同様の負担を課すことの不合理が指摘されるようになった。⁽⁶⁾

そこで、一九〇〇年会社法 (Companies Act 1900 (63 & 64 Vict. c. 48)) は、会社設立の基礎を固めて詐欺的会社設立を防止し大衆投資家の保護を図るために同法に定められた、取締役の選任および公告 (二条) と営業開始の要件 (六条) に関する規定の適用を、「株式引受について大衆に対していかなる勧誘状も発行しない会社」について免除した (二条三項、六条七項)。しかし、その後、かかる規整は大衆投資家の保護にまったく役立たないということが判明する。というのは、この頃すでに多くの会社が株式取引所に上場されており、その中には株式引受の勧誘状である目論見書 (Prospectus) を発行しない会社も多数含まれていたため、当該企業に関する何の情報もなまにそれらの株式は大衆に対して売り出されていたからである。⁽⁷⁾

こうした事態に対処するために、一九〇七年会社法 (Companies Act 1907 (7 Edw. VII c. 50)) は、会社法改正委員会 (通称、ローアバーン委員会 (Loreburn Committee)) の勧告に従い⁽⁸⁾、目論見書を発行しない場合にもそれに代わる書面を会社登記官に届け出なければ会社は株式および社債の割当ができないとして (一条一項)、大衆投資家の保護のために開示の要求を一段と強化し、他方、大衆との接触を持たない私会社にまでこのような規定が適用されるのを避けるため、私会社を法律上明確に定義し、公募会社と一般にいわれるものと区別した。同法はその第三七条第一項において次のように私会社を定義した。

第三七条

(一) 本法において「私会社」とは通常定款によって次の事項を定める会社をいう。

- (a) その株式を譲渡する権利を制限する。
- (b) その社員数を（現に会社に雇用されている者を除き）五〇人に制限する。
- (c) 会社のあらゆる株式または社債の引受について大衆に対するいかなる勧誘も禁止する。

かくして、私会社は明確な法律上の定義を有する会社形態となり、公募会社とは私会社以外の会社を指すこととなった。⁽⁹⁾ この定義規定は、そのまま一九〇八年会社（統括）法（Companies (Consolidation) Act 1908 (8 Edw. III c. 69)）に統合・総括され（二二一条一項）、その後、一九二九年会社法（Companies Act 1929 (19 & 20 Geo. V c. 23)）を経て（二六一条一項）、一九四八年会社法（Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. VI c. 38)）に引き継がれ（二八一条一項）、一九八〇年会社法（Companies Act 1980 (c. 22)）により廃止されるまで存続した。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

右の如く定義された私会社に対し、一九〇七年会社法および一九〇八年会社（統括）法は、その小規模性と閉鎖性に鑑み、公募会社に関する規定の多くの適用を免除した。⁽¹²⁾ それらの中でも特に重要なものは計算書類開示義務の免除であり、これこそ私会社の特典であるとされた。より正確に言えば、私会社は、会社登記官に届け出る年次報告書に貸借対照表の謄本及びその添付書類ならびに会計監査役の報告書を添付することを要しない、とされたのである（一九〇七年会社法二二一条、一九〇八年会社（統括）法二六条三項）。

もっとも、私会社には計算書類の開示義務を免除するということは、私会社の法制化に際し元来考えられていたわけではない。

一九〇七年会社法の法案作成の基礎となった前記ローアバーン委員会の報告書は、有限責任の会社において社員は会社債権者に対して直接ならぬ責任を負わず、会社債権者にとっては会社の財産だけがその債権の担保であることから、かかる債権者とりわけ無担保債権者を保護するために、有限責任の会社はすべてその貸借対照表を毎

年会社登記官に届け出ることによってその企業内容を開示することを義務づけられるべきであると提言している。ただこの点に関し私会社の場合にはどのようにすべきかについては、委員会内部に相当の意見の対立があったようである。すなわち、ある者は、「私会社は大衆に対し株式の引受を求めないが故にその内部事情を公表する必要がなく、また、貸借対照表のような書類の届出による開示は私会社の利益を著しく害するであらう」として、私会社は貸借対照表の届出を義務づけられるべきではないと主張し、これに対しまたある者は、「私会社も公募会社とまったく同様に破産の可能性を有するのであり、公募会社についてなお一層の開示が望まれるのであれば、この点につき私会社を免除する十分な理由はないのであって、貸借対照表の届出義務を私会社に対して免除するのは現在および将来の債権者のために望ましくない」と主張したが、同委員会の多数意見は、結局、後者の立場をとり、貸借対照表の届出義務に関し私会社に対していかなる免除もなすべきではないと提言したのであった。⁽¹³⁾

同委員会の提言を実行に移すべく提出された法案も、私会社に対して貸借対照表の開示義務を免除する旨の規定を含んではいなかった。私会社に対する計算書類開示義務の免除は、議会における法案審議の過程で提案されたのである。

かかる趣旨の修正案は、一九〇七年五月二日の貴族院の委員会において、バルフォア・オブ・バーリー卿 (Lord Balfour of Burleigh) により提出された。彼の意見によれば「現法案は、誰もそれに現実には何の関係もあるはずのない私会社の企業内容を開示させるという点で、私会社に不当に圧迫を加えている」というのであった。この審議において、まず、グラナード伯 (The Earl of Granard) は「多くの人々は、知人および家族に限られた株主しかいない小規模な会社はパートナーシップの性格を帯びていると考えています。その違いは、パートナーシップの場合には各組合員の責任は無限であり、他方、有限責任の会社の場合にはその責任は会社の資産にのみ限られ、パートナーシップの場合のように無限ではないことであります。我々が一般の有限責任の会社に年次報告書を届け

出ることを要求するときに、私会社からの同様のものは必要としないということはまったく非論理的であります」と述べ、また、フェイバー卿 (Lord Faber) は「修正案が同意されるならば、それは法案に重大な打撃を与えるでありましょう。結局、有限責任の会社の経営の結果から重大な影響を受ける者は、株主ではなく、債権者であります。有限責任の会社とりわけ小規模な有限責任の会社においては、株主は会社についてすべてを知っていますが、債権者はそれを知らないであります。……何人も自己の私会社を有限責任の会社とすることを強いられてはおりません。そして、その者が法律によって有限責任の会社と与えられる保護を受けるのであれば、その者は、自己が営業している次第ではなく、その有限責任の会社が営業している次第を明らかにする報告書を届け出ることを強いらるべきではないという理由はありません」と述べ、さらに、大法官ローアバーン卿 (Lord Loreburn) は「……現行法のこの改正の目的は、債権者および会社と取引しようとする者が自己の立場を知ることができるよう、会社の経営状態に関する開示を確保することであります。私は、私会社が法律によってそれらに与えられる有限責任の見返りにこの大衆に情報を与えることを求められるべきであるということが不公正であるとは思いません。……」と述べて、いずれも真っ向からこの修正案に反対した。このため、バルフォア・オブ・バーリー卿はやむなくこれを撤回した。⁽¹⁴⁾

しかるに、この法案が庶民院に送付されるや状況は一転する。庶民院では、私会社に計算書類の届出を要求することは大変な辛苦を私会社に課するということが指摘され、結局、私会社は、大衆に対し社債や株式をまったく発行しないのであり、特惠待遇を受ける資格があるとされた。かかる見解に従って、庶民院は法案を修正した。⁽¹⁵⁾

これを受けて、一九〇七年八月二四日に貴族院においてグラナード伯から庶民院の修正案について審議する旨の動議が提出され、その承認の後、同じくグラナード伯から修正案の内容の説明に続いてそれに賛成する旨の動議が提出された。この時、まず発言に立ったソールズベリィ卿 (The Marquess of Salisbury) は「……(本年度の極

めて早い時期に本法案が審議された時は、この問題に利害関係を有する議員諸氏は休日も返上し、商業界、法曹界を代表する多数の議員の方々が出席しておりました。現在、これらの方々は、議長を除き、すべて欠席しており、それ故、我々はこの問題に関する法的な助言のすべてを議長に仰がなければなりません。ですから、議長がこれらの修正案は賛成されるべきものであると確信されるのであれば、私は、当然のことながら、議長が誤っていると言える立場にはなく、それどころか、議長は疑いなく正しいのでありましょう」と述べ、また、かつてかかる修正案を最初に提出して苦杯をなめたバルフォア・オブ・バーリー卿は「……（これは）私が政府に受け容れることを強く迫ったものであります。しかし、政府はこれを受け容れませんでした。私は、賢明なる庶民院が政府に私の提案が正しいものであるということを知り、大変うれしく思います」と述べて、共にこの修正案に賛成の意を表した。これに対し、貴族院議長である大法官ローア・バーン卿は「……それは、率直に言って、庶民院での修正がなされないことを私が願ったものであります。……議員諸氏の多くは私と意見を異にしております。そして庶民院では、明らかに、私会社がこの特典を享受するのが妥当であるとされました。そうであれば、私は、当然のことながら、私自身の意見を押し付けようとは考えておりません」と述べて、結局この修正案は可決された。

(5) Salomon v. Salomon & Co., Ltd., [1897] A. C. 22. 本判決の詳細な紹介として、八木弘「英法に於ける一人会社」国民経済雑誌(神戸大)五八巻二号(一九三五年)九五頁、九七頁以下がある。

(6) 86 Parl. Deb., col. 1079 *et seq.* (1900).

(7) 171 Parl. Deb., col. 166 (1907).

(8) Report of the Company Law Amendment Committee, para. 17, 46 (Cmd. 3052, 1906). *The Loreburn Report* として引用する。なお、同報告書の紹介として、今野裕之「イギリス『私会社』制度の立法過程(補論)——ローア・バーン委員会報告書を中心として——」成城法学(成城大)一四号(一九八三年)一一一頁以下がある。

(9) この時以後、通常定款により株式の譲渡制限・社員数の制限・株式および社債の非公募を定めればその会社はすべて

私会社とされることとなり、それ故、従来から会社法上存在する会社の種類——株式有限責任会社 (company limited by shares)・保証有限責任会社 (company limited by guarantee: 株式資本を有するものと有しないものがある)・無限責任会社 (unlimited company: 株式資本を有するものと有しないものがある)——に就きそれぞれの私会社が認められることになるが——株式資本を有しない会社が、存在しない株式の譲渡制限規定を設ける場合も含めて (Cf. L. Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 299, n. 16 (4th ed. 1979))——、實際上重要なものは株式有限責任私会社 (private company limited by shares) であり、本稿では考察の対象をこれに限定する。したがって、以下単に私会社というときは株式有限責任私会社を指す。

(10) 私会社の歴史については、Gower, *The English Private Company*, 18 L. & C. P. 535 (1953) 参照。また、特に私会社の法制化の過程については、今野裕之「イギリス『私会社』制度の立法過程——イギリス議会議事録から——」一橋論叢 (一橋大) 八二巻三号 (一九七九年) 参照。その他私会社に関するわが国の文献としては、花岡敏夫「英国会社法に於ける Private Companies の觀念に就きて」法学協会雑誌三二巻五号 (一九四四年)、杉山直治郎「英法の私会社に就て」(神川彦松編『山田教授還曆祝賀論文集』(一九三〇年)所収)、星川長七「英国私会社制度の研究——特例私会社 (exempt private company) を中心として」早稲田大学比較法研究所紀要第九号 (一九五九年) (同『英国会社法序説』(一九六〇年)再録)、酒巻俊雄「閉鎖的株式会社の理論と立法動向——英米法の動向とその示唆——」民商法雑誌五八巻一号 (一九六八年)——六八巻五号 (一九七三年) (同『閉鎖的会社の法理と立法』(一九七三年)再録) 等がある。

(11) 一九八〇年会社法は、従来の公募会社と私会社の定義を根本的に変更した。一九〇七年以来、私会社とはその通常定款により株式の譲渡制限・社員数の制限・株式および社債の非公募を定める会社をいい、公募会社とは私会社以外の会社を指した。これに対し、一九八〇年会社法によれば、公募会社とはその基本定款をもって公募会社である旨を定め且つ公募会社としての登記または再登記に関する要件を満たすものと定義され (一条一項)、それは、その商号の末尾に公募会社である旨の文字を付さねばならず (二条二項)、また、法定の最低資本を有さねばならず (三条二項・八五条一項)、さらに、その株式は券面額の四分の一およびプレミアムの全額が払い込まねばならない (四条)。他方、私会社は公募会社以外の会社と定義され、公募会社の要件を満たさないかぎり会社はすべて私会社とされる (一条一項)。それは、基本定款に私会社である旨を定める必要はなく、その商号には従来通り「有限責任 (limited)」の文字を付す

だけで足り、また、最低資本額の定めも、株式の払込に關する制限もない。これは、会社概念の根本的変更である。しかも、歓迎されるべき変更である。なぜなら、それは、公募会社と私会社、大規模公開会社と小規模閉鎖会社の本質的相違を認めるものだからである。詳しくは、今野裕之「イギリス一九八〇年会社法の理論的基礎——大小会社の区分を中心として——」成城法学（成城大）一〇号（一九八一年）七三頁以下参照。

(12) 一九〇八年会社法二条、二六条三項、六五条一〇項、七二条三項、八二条二項、八五条七項、八七条六項、一一四条二項等参照。

(13) *Loreburn Report*, para. 33, 46. なお、私会社に対する開示義務の免除に關するローアバーン委員会の立場については、文献により矛盾した引用が見られる。すなわち、ある者はローアバーン委員会報告書が私会社に対する開示義務の免除を容認したかのような引用を行ない（I. C. Schmitthoff et al., *Palmer's Company Law*, 12 (23rd ed. 1982)）またある者はそうした提言はまったくなかったとした（I. A. Levy, *Private Corporations and their Control*, 159 (1960) ; C. Schmitthoff, *How the English discovered the Private Company*, in: *Quo Vadis, Ius Societatum? Liber Amicorum Pieter Sanders*, 183 (P. Zonderland ed. 1972)）。しかし、本文におおむね述べたように、ローアバーン委員会報告書は私会社に対する計算書類開示義務の免除を容認してはおらず、むしろその開示を積極的に提言しているものであり、シュミットホッフ等によって改訂された「バーマー原著『会社法』」が免除論を唱える意見のみを同報告書から引用しているのは、同報告書の立場について誤解を招く恐れが大きい。実際わが国のこれまでの研究はすべてこの引用に従い、一九〇七年会社法が私会社に計算書類の開示義務を免除したのはローアバーン委員会報告書の提言によるものであるとしている（武市春男『イギリス会社法』（一九六一年）六七頁、酒巻俊雄「閉鎖的株式会社の理論と立法動向（一）——英米法の動向とその示唆——」民商法雑誌五八巻一号（一九六八年）一一頁註（13）（同「閉鎖的会社の法理と立法』（一九七三年）一一頁註（13）再録）、新城将孝「イギリス会社法における開示制度の動向」法学研究論集（亜細亜大学大学院）二号（一九七八年）二六頁）。同じ誤りはスイスの文献にも見られた（C. von Greyerz, *Die englische «private company»*, in: *Lebendiges Aktienrecht, Festschrift für Wolhart Friedrich Burgi*, 168 (M. Boehle et al. Hrsg. 1971)）。これらはすべて訂正されなければならない。他方、リイヴァーやシュミットホッフの言うように、私会社に対しては計算書類開示義務を免除する旨の提言はローアバーン委員会報告書にはなかったとするような表現もやや問題が残る。なぜなら、同報告書は私会社にも計算書類の開示義務を課することを積極的に提言しているか

らである。詳しくは、今野・註(8)前掲一一一頁以下参照。

(14) 173 Parl. Deb., col. 1013—1015 (1907)。

(15) この庶民院における審議の詳しい記録は議事録に見当たらない。一九〇七年八月二日の議事録に、私会社には本法案の一部の適用を免除する旨の修正案がマーカム議員(Mr. Marham)から提出され、それが可決されたとの記録があるだけである(181 Parl. Deb., col. 889 *et seq.* (1907))。したがって、以上の叙述は、後日貴族院でこの修正案が審議された際にその内容の説明にあたったグラナード伯の発言によっている(*Id.* col. 1533)。

(16) *Id.* col. 1531—1534。以上の経緯については既に別稿で紹介した(今野・註(10)前掲三五四頁以下参照)。

三 開示義務免除制度の濫用とその対策

——一九四七年会社法・一九四八年会社法——

会社法の一部の適用免除という特典を与えられ、私会社は急速に普及した。その法制化後まもない一九一一年には三一、四〇〇社であったものが、一九四四年には一六九、二〇五社に達し、その総払込済資本額は一九億三、五〇〇万ポンドであった。これに対し、公募会社は、総払込済資本額では四〇億五、二〇〇万ポンドとより大きかったとはいえず、その数は一三、三〇三社にすぎなかった。⁽¹⁷⁾

私会社制度は、株式有限責任会社の法形態は二つの異なった経済的機能を果たするという前提に基づいている。その一は、企業者に大量の資本を効果的に利用させる機能であり、その二は、小規模な企業者に企業の法人化、つまり企業がその所有者とは別人格となることから生ずる利益——会社の資産、権利および責任と社員のものとの分離・有限責任・法律関係の単純化・永続性——を享受させる機能である。会社法の一部の適用免除という私会社の特典は、後者の目的で設立された会社にのみ与えられるものであった。⁽¹⁸⁾しかし、小規模で閉鎖的な「家族的企業」

を定義するという立法部の意図は失敗した。というのは、前者の機能を果たす公募会社が私会社の法律上の定義に入る——たとえば実際は大衆が間接的にその会社に関係しているとしても、その定義に入るように設立される——子会社を通して企業経営を行なうことが多く見られるようになったからである。⁽¹⁹⁾

既に述べたように、私会社は、公募会社の場合に要求される計算書類の開示を免除される。そこで、公募会社が、それ自身の企業内容の隠蔽を図るために私会社形態を利用した。すなわち、広く大衆が利害関係を有する公募会社である持株会社が、私会社であるその子会社を通して企業活動を行なうのである。⁽²⁰⁾ かかる子会社は、その株式は親会社により完全に所有され、公募はされないから、確かに私会社として設立された。⁽²¹⁾

しかし、公募会社が私会社であるその子会社を通して企業経営を行ない、企業内容全体の完全な公開を免れるという慣行は、当時多くの非難を浴びた。こうした配列においては、間接的であるとはいえ、大衆がその私会社に重大な利害関係を有することは明らかであり、それ故、真の閉鎖的企業によってのみ享受されることを意図された免除のすべてをそれらに与えることを正当化するいかなるものもありえないということもまた明らかであった。⁽²²⁾

ところで、こうした事態は、一九〇七年の私会社法制化当時すでに懸念されていた。すなわち、庶民院において、ホワイト議員 (Mr. White) は、「私は、私会社はその株式のいかなるものも公募会社に割り当てもしくは譲渡することを禁じられるべきであるという修正案を提出いたします。私は、それが法の趣旨にそうものと考えます。私会社がその株式の大部分を公募会社に譲渡する場合には、貸借対照表に関する私会社の利点のすべてを法の趣旨にそうように保障することが可能であるべきであると考えます」と述べている。これに対し、ローリンズ議員 (Mr. Rawlinson) は、「ホワイト議員によって提出されたような何らかの修正が進められないならば、私会社に対する緩和規定はまったく会社法の潜脱のために用いられるであろう」として賛成したものの、他の議員たちは、関連企業の株式を取得できないことは不便であり、また、公募会社であろうと私会社であろうと、現実には多くの

有限責任の会社の株式が他の有限責任の会社によって保有されているとしてこれに反対し、当時の商務省長官も、ホワイト議員の提案に同感であるとしながらも、これは重大な影響を持つものであり、短時日では結論を出しえず、また、真の誠実なる私会社による公募会社への株式の譲渡が自由にされうる合法的な場合があるとし、さらには、これは現在問題となっている私会社の定義のためには必要がないとして右提案の採用を保留し、結局この修正案は否決されたのであった。⁽²³⁾

さて、私会社に対する計算書類開示義務の免除をめぐる問題は、その後、会社法改正委員会（通称、コーエン委員会 (Cohen Committee)）に付託された。その報告書によれば、私会社と取引関係にある業者は、私会社に信用を与えるべきか否かを決するために必要な情報が奪われるとし、また労働組合は、使用者の定める貸金率の公正さを査定するのに必要な情報が奪われるとして、私会社に対する開示義務の免除に反対した。これに対し、小規模企業の経営者は、大企業との競争の上で著しく不利になるとして、かかる免除の存続を求めた。⁽²⁴⁾ 賛否両論が鋭く対立する中で、同委員会の結論は次のようなものであった。「この点での正しい結論がいかなるものであるにせよ、我々の報告は、ほとんど、会社企業の実際の完全な情報は、株主および大衆にとって必要であるという原則に基づく。そしてその正当性を我々は確信する。それ故、この原則が、私会社はその計算書類を届け出ることを要求されるべきか否かという問題に適用されると我々は考える。但し、少数の社員しか有さず、大規模な企業を経営しては、且つ、そのあらゆる株式について他のいかなる会社も収益を受けるべき所有者ではない私会社というものが定義されうるかぎりでは、引き続きそれに計算書類届出の一般的義務を免除してよいと考える。⁽²⁵⁾」

これを受けて、立法部は、真の小規模閉鎖の企業によっては満たされうるが、しかしそうでない限りは満たされない諸条件を設定することを試みた。これは極めて困難なことであった。⁽²⁶⁾ その結果として生じた定義は、一九四七年会社法 (Companies Act 1947 (10 & 11 Geo. VI c. 47))、そして同法も含め一九二九年会社法以後の諸改正

法を統合・總括した一九四八年会社法 (Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. VI c. 38)) の冗長なる一箇条と一附則全部を占めた。これにより、私会社は、従来の私会社の要件に加えてこの要件を満たすもの——特免私会社 (exempt private company) ——と、従来の要件のみを満たすもの——非特免私会社 (non-exempt private company) ——とに細分されることになった。

一九四八年会社法第一二九条は、特免私会社の要件を次の如く定めた。

第一二九条

(一) 私会社は次の場合に、しかし次の場合にのみ、本法第一二七条によって課せられる諸要求を免除されるものとする。⁽²⁷⁾

(a) 次項に掲げる諸条件が年次報告書の日付において満たされており、且つ、本法施行後常に満たされた場合。

(b) その者の知る限りおよび信ずる限りにおいて前記の諸条件が満たされており、且つ、前記のように満たされてきた旨の、前条の要求する証明書に署名した者が署名する証明書が年次報告書とともに送付された場合。⁽²⁸⁾

但し、一切の私会社の場合において上記の諸条件が満たされていることが常に証明される場合には、商務省は、会社の取締役の申請に基づき、会社の以後の年次報告書に関し、その時期以前に前記諸条件が満たされていたことは必要でないものとし、且つ、それらの報告書とともに送付される証明書はその場合にはその時期以後の期間に関するものであれば足りる旨を命ずることができる。

(二) 前記諸条件とは次のものである。

- (a) その会社の株式または社債に利害関係を有する者に関し、本法第七附則に含まれる諸条件が満たされていること。
 - (b) その会社の社債を保有する者の数が五〇人以下であること（共有者は一人として扱われる）。
 - (c) いかなる法人もその会社の取締役でなく、且つ、その会社およびその取締役のいかなる者も、会社の政策が取締役、社員および社債権者もしくは社債権者の受託者以外の者によって決定されることがありうる取り決めの当事者でなくまたはそれに密かに関与していないこと。
- (二) 私会社の本法第一二七条の規定の不遵守に関しては、イングランドにおいては、商務省が自らするかもしれないその同意を得なければ訴追はされないものとする。
- (四) 本法において特免私会社という場合には、本法第二項に掲げる諸条件が満たされており、且つ、本法施行後もしくは本法第一項但書に基づく命令が商務省により付与されたとき以後常に満たされてきた会社をいうものとする。
- (五) 本条において上記の諸条件が本法の施行後満たされてきたという場合には、本法施行後に初めて登記された会社に関しては、その会社の登記後その諸条件が満たされたことをいうものとする。
- 本条による特免私会社の定義は、同法の第七附則も含め、非常に複雑である⁽²⁹⁾。しかし、その基本原理は十分明らかである。すなわち、(一)その会社の株式もしくは社債は、それ自体特免私会社ではない法人によって保有されてはならない、(二)それらは、また、人格代表者 (personal representatives) あるいは家族信託の受託者以外の名義人によって保有されてはならない、(三)社債権者の数が五〇人以上であってはならない、(四)他の会社がその取締役であってはならないということであり、要するに、その趣旨は、外部の者による支配がないことを要する、ということである。

ある。⁽³¹⁾

一九四八年会社法は、このようにして私会社を二つの種類に細分することにより、真の小規模閉鎖的会社の十全定義を試みた。このために、同法は、従来私会社を定義するにあたり採られた方針とはやや異なった方針に基づいて特免私会社を定義する。すなわち、ある会社が私会社であるか否かは、その社員数が実際に五〇人以下であるかどうかおよび実際に公募を行わないかどうかによるのではなく、その通常定款がその社員数を制限し、公募を禁じているかどうかによる。しかし、それが特免私会社の資格を有するか否かは、実際にその社員、取締役およびその株式、社債に生じた事実によるのである。⁽³²⁾

これにより、私会社が特免私会社の資格を得るならば、それは引き続き従来の私会社の特典のすべてを享受する。また、その資格を得ないとしても、私会社はなおその特典の大部分を享受する。なぜなら、これらは、大部分、それ自体公募を行なう会社の場合にのみ必須の諸要件の免除と考えられるからである。⁽³³⁾しかし、それは、その貸借対照表、損益計算書といった計算書類を公衆の閲覧に供さない権利を失う。すなわち、それは最も欲求された権利を奪われる。結果として、立法部が、私会社の最大の特典を厳密な意味における小規模閉鎖的会社に限定することに成功したということは、ほとんど疑われえないように思われた。⁽³⁴⁾

ところが、私会社制度の濫用を防止するために設けられた特免私会社と非特免私会社の区分は、まもなく、重大な欠陥を露呈した。それは、この両者の間の境界線が、あまりに複雑に、無用の混乱を引き起こす仕方で行かれたということであった。⁽³⁵⁾この区分の複雑さは、特免私会社であると申請し且つそれを認められた会社が、実際はその資格を有しないのではないかという疑問を残す余地をほとんどなくした。⁽³⁶⁾また、その複雑さのために、特免私会社と非特免私会社との区分が不確定なものとなり、まったく同様の会社を不公正に、そして気まぐれに区分することにもなった。⁽³⁷⁾それ故、それはしばしば訴に及んだ。法廷は、それまで実務家たちが特免私会社の法律上の定義に

入ると考えていた会社の相当数をその免除から閉め出した⁽³⁸⁾。それでもなお、特免私会社の数は多かった。一九五二年には、登記されている私会社の七三・五パーセントが特免私会社としての免除を申請した⁽³⁹⁾。一九六一年には、私会社総数約三八七、〇〇〇社のうち二六九、〇〇〇社(約七〇パーセント)が特免私会社であるとしていた⁽⁴⁰⁾。そして、これらの特免私会社の中には、社員数、資本といった企業規模において、極めて小規模であるとはいえないものもあった⁽⁴¹⁾。

こうしたことから、特免私会社と非特免私会社の区分が必要であるかあるいは望ましいかということは、より疑いの目をあびつて見られるようになった⁽⁴²⁾。

- (17) T. Hadden, *Company Law and Capitalism*, 39, table 2. 1 (2nd ed. 1972); Board of Trade, *Report of the Committee on Company Law Amendment*, para. 48 (Cmd. 6659, 1945).
- (18) Gower, *supra* note 10, at 541.
- (19) L. Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 13 (4th ed. 1979).
- (20) Gower, *supra* note 10, at 542.
- (21) 最低二人の社員がいなければならないという法定の要件を満たすためには、一株以上の株式が持株会社以外の誰かの名義で登記されねばならない。そこで、通例、その持株会社の名義人としての取締役一株を与える(L. Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 195, n. 33 (3rd ed., 1969))。この結果、実質的に、子会社は親会社と完全に所有されることになる。
- (22) Gower, *supra* note 10, at 542.
- (23) 181 Parl. Deb., col. 902 *et seq.* (1907).
- (24) Board of Trade, *supra* note 17, para 50 *et seq.*
- (25) *Id.* para. 50.
- (26) *Cf. Id.* para. 53.
- (27) 第二二七条

(一) 本法の規定に従い、年次報告書には次のものが添付されねばならない。

(a) 会社の取締役の一人および秘書役の両者が真実の謄本であると証明した、その報告書が関連する期間中の株主総会において会社に提出されたあらゆる貸借対照表（法律により貸借対照表に添付されることを要求されるあらゆる書類を含む）の筆写による謄本一通。

(b) 右のように証明された各々の貸借対照表に関する会計監査役の報告書および担当取締役の報告書の謄本一通。

(28) 第一二八条

私会社は、本法第一二四条の要求する年次報告書とともに、その会社が前回の報告書の日付以後または第一回の報告書の場合には会社設立の日以後大衆に対して会社の株式または社債の引受について勧誘状を発行しなかった旨の会社の取締役の一人および秘書役の両者の署名のある証明書および年次報告書が会社の社員数が五〇人を超えている事実を明示しているときはさらにその超過した社員が全員本法第二八条第一項b号の下の五〇人の員数の計算に含まれるものでない旨の前記と同様に署名した証明書を送付しなければならぬ。

- (29) それはおそらく不必要な程に複雑であるとガウナーは言う (Gower, *supra* note 10, at 542)。
- (30) 死者の遺言執行者または遺産管理人をいう。
- (31) Gower, *supra* note 10, at 542.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) *Id.* at 542 *et seq.*
- (36) Board of Trade, Report of the Company Law Committee, para. 57 (Cmd. 1749, 1962).
- (37) *Ibid.*: L. Gower, *supra* note 19, at 13.
- (38) Cf. Truvox Engineering Co. Ltd. v. Board of Trade, [1961] 1 W. L. R. 569; Qualter Hall & Co. Ltd. v. Board of Trade, [1962] Ch. 273.
- (39) Gower, *supra* note 10, at 543.
- (40) Board of Trade, *supra* note 36, para. 57.

(41) *Ibid.*

(42) *Ibid.*; Gower, *supra* note 10, at 542.

四 開示義務免除制度の廃止

——一九六七年会社法——

特免私会社と非特免会社の区分の創設により若干その範囲は限定されたものの、私会社の計算書類開示義務の免除は依然として認められており、それに対する批判も、従来より強まりこそすれ、決してなくなりはしなかった。

カーン・フロイント (O. Kahn-Freund) はこれを次のように述べた。「コーエン委員会は、会社形態において経営される小規模な家族的企業を保護することに熱心であり、かかる企業が有限責任の庇護の下に経営されることが望ましいかどうかという問題を検討することがなかった。他方、同委員会は、小規模な家族的企業以外の私会社からは計算書類非公開の特典を奪うことを望み、この目的を達成するために、私会社を特免私会社と非特免私会社の二つの種類に細分した。……これは、同委員会の報告書のまったく不満足な特色の一つである。家族的会社の場合、計算書類の非公開を維持する事情、ひいては、私会社の広汎な利用を継続する事情があるだろうか。何故に、パートナーシップや個人商人と競争する立場にあり、それ故計算書類の公開を恐れるという家族的企業は、非公開の特典と有限責任の特典との選択を強いられるべきではないのか」と。⁽⁴³⁾

このため、私会社に対する計算書類開示義務の免除問題は、再び会社法改正委員会（通称、ジェンキンス委員会 (Jenkins Committee)）に付託された。

計算書類の届出に関し、現行の免除の維持を主張する人々は、小規模家族的会社、特にその活動が局地的性格を

もつ小規模家族的会社は、その企業内容を非公開にしておく権利があるべきであるということを強くその論拠とした。その理由として、かかる企業は、局地的な取引の結果を公開する義務のないより大規模な企業および当然に計算書類の公開を要求されない個人企業と競争関係にあるということが言われた。また、かかる企業の計算書類の公開は、実際問題として、会社を経営する家族の収入および資産についての情報を公開することになると言われた。しかし、これは、従来示されてきたこの種の懸念と同様誇張されているとされた。他方この免除に反対する人々は、その実際上の論拠として、商人（および商業保護団体、信用保険業者）がその取引する会社の信用度を判断するために必要な情報をそれにより奪われるということをおげた。たとえば、取引保険会社の代表は、「我々が保障する危険の大部分はこれら特免私会社に関係しているが、彼らが求める信用を正当化する情報を得ることは極めて困難である」と述べた。⁽⁴⁴⁾

ジェンキンス委員会の結論は、コーエン委員会のそれと異なり、極めて明快であった。すなわち、それは、「我々は、特免私会社の定義がコーエン委員会や議会が考えた通りの結果になったかどうか疑問に思う」とし、さらに、「我々は、計算書類の届出は若干の特免私会社を困惑させ、それに厄介さを感じさせるかもしれないという議論を認める。……かかる不利益があるとしても、それは一般に甘受されるべきである」と我々は考える。なぜなら、開示は、原則として正しく、また、有限责任の会社と取引し、それに信用を与える人々を保護するために必要だからである。……よって、有限责任の特典をもつて設立される会社はすべて、⁽⁴⁵⁾それと取引する人々のために、その計算書類を会社登記官に届け出ることを我々は要求する」として、特免私会社と非特免私会社の区分の廃止および計算書類開示義務の免除をはじめとする特免私会社の特典のすべての廃止を勧告した。⁽⁴⁷⁾

これを受けた当時の政府は、その方針にそって積極的に会社法の改正に着手した。そして、勧告から三年後の一九六五年八月五日には、改正の第一段階として、開示規整強化のための法案が準備されるに至った。⁽⁴⁸⁾しかも、政府

は、ジェンキンス委員会よりも一層敢しい姿勢で開示の問題に臨んだ。この点について、当時の商務省長官は議会において次のように述べている。すなわち、「特免私会社を廃止することにおいては、我々は、一つの点で、ジェンキンス委員会の報告書を凌いでいる。同報告書は、上場会社の子会社以外の非上場会社はその一定の計算書類の項目(売上高、取締役の報酬等)を届け出なくてもよいものとされるべきであると勧告した。我々はこれを受け容れなかった。すなわち、我々は、すべての有限责任の会社はそのすべての計算書類を届け出るべきであると考える。」⁽⁴⁹⁾
 「有限责任よりも非公開を重んじる会社には、無限責任会社として再登記するかあるいは解散しパートナーシップとして企業経営を続ける道が開かれ」ており、「会社は、有限责任か非公開かの選択をすべきである」と。⁽⁵⁰⁾
 かくして、一九六七年会社法 (Companies Act 1967 (c. 81)) が、会社情報の開示強化を主眼として制定されるに至った。同法第二条は次のように規定した。

第二条

次に掲げる基本法律の規定は、次に述べる範囲において効力を失う。⁽⁵²⁾

第一二九条(同条において定義された特免私会社につき、年次報告書に添付すべき書類に関する第一二七条の諸要求に従うことの免除)は、その全部。

第一六一条第一項は、会社の監査役として選任されるためにその者が有すべき資格に関して同条により規定された諸要求に従うことを監査役選任時に特免私会社である私会社につき免除している部分。

第一六一条第二項は、同項b号により会社の役員もしくは使用人と組合関係にある者もしくはそれらと雇用関係にある者に課せられる会社の監査役に選任される資格の喪失を右に述べた私会社につき除外している部分。

第一九〇条第一項は、会社がその取締役もしくはその持株会社の取締役である者に対して貸付をなすこと、また

は、他の者よりこれらの者に対してなされた貸付に關して保証をなしもしくは担保を提供することに対して同項の定めたる禁止をその時特免私会社である会社によりなされたものについて、除外している部分。

第四一〇条第一項は、同条により外国会社に課される毎決算期の計算書類の謄本を会社登記官に提出すべき義務を、その時に北アイアランドにおいて効力を有する会社法に基づき登記されているがその定款中にグレイト・ブリテンにおいて登記されるならばそれを私会社としうる条項を有する会社について、基本法律第二二九条および第七附則が北アイアランドに適用されるならばその証明書の日付において特免私会社である旨の会社の取締役の一人および秘書役によって署名された証明書を会社登記官に提出することを条件に免除している部分。

これに加え、一九四八年会社法の第一四三条第一項但書および第七附則の全部が一九六七年会社法第八附則第三部によって廃止され、ここに特免私会社の地位とその特典は、すべて廃止された。

状況は一転して旧に復した。一八五五年の有限責任法 (Limited Liability Act (18 & 19 Vict. c. 33)) が意図したように、有限責任の特典が国家によって授けられる条件は、再び、財政状態の完全な開示となった。しかも、その開示は、投資家のためだけの開示という開示の伝統的な哲学を越えていた。⁽³³⁾ 今や、無限責任会社を除くすべての会社は、それがいかに小規模で閉鎖的であっても、その年次報告書とともに計算書類を会社登記官に届け出ることと義務づけられることとなった。⁽³⁴⁾

とはいえ、会社——公募会社であろうと私会社であろうと——の売上高が一定額を超えない場合には、開示の要求は緩和される。すなわち、年間売上高が一定額以下で、他の法人の持株会社でも子会社でもない会社は、計算書類に売上高を記載することを免除され、同時に取締役報告書に営業種類別の売上高および利益を記載することを免除され (一九六七年会社法第二附則一三—A (5))、加えて、この第二附則一三—Aの規定による売上高の公開、非

公開を問わず、取締役報告書中の輸出額の記載を免除される(同法二〇条⁽⁵⁵⁾)。

こうした免除を受けることのできる売上高の最高限は、当初、五万ポンドとされた。この数字は、大多数の会社が右の項目を開示しなければならないことを意味した。しかし、一九七二年二月七日から、免除基準が二五万ポンドに引き上げられた⁽⁵⁶⁾。この結果、多くの小規模な会社が右の項目の開示を免れることとなった。一九六七年会社法によって図られた開示規整の強化も、小規模な会社に関する限り、五年にして早くも後退し始めた。

(43) Kahn-Freund, *Company Law Reform*, 9 Mod. L. Rev. 241 (1946).

(44) Board of Trade, *supra* note 36, para. 59—61.

(45) *Id.* para. 57.

(46) *Id.* para. 61.

(47) *Id.* para. 63.

(48) 717 Parl. Deb., col. 401 (1965).

(49) Board of Trade, *supra* note 36, para. 352.

(50) 741 Parl. Deb., col. 360 (1967).

(51) 728 Parl. Deb., col. 1539 *et seq.* (1966).

(52) 基本法律とは、一九四八年会社法をいう(一九六七年会社法一条)。

(53) たとえば、取締役の報告書には、週間平均従業員数およびその年間給与総額を記載すべきこと(一九六七年会社法一八条)、輸出に関する明細を記載すべきこと(一九六七年会社法二〇条)が新たに要求された。

(54) このため、一九六七年会社法は、新たに、有限責任の会社を無限責任会社として再登記することを認め、その手続を定めた(同法四三条参照)。

(55) これ以外に、一九六七年会社法六条六項によれば、他の法人の持株会社、子会社のいずれにも該当しない会社のうち、取締役報酬の総額が七、五〇〇ポンド(その後一五、〇〇〇ポンドに引き上げられている)以下のものについては、一九四八年会社法一九六条に基づく計算書類中の取締役報酬総額の記載のみが必要とされ、報酬の明細の記載は免除され

る。また、同法一八条五項によれば、従業員数（子会社があるときはそれとの合計）が一〇〇人未満の会社、また、グ
レイト・ブリテンにおいて設立された会社とその全株式を保有する子会社は、従業員数とその給与総額の公開を免除さ
れる。

(19) Companies (Accounts) Regulations 1971 (S. I. 1971, No. 2044).

(未完)

(ごんの・ひろゆき＝本学助教授)